

## 水道メーターのお取り換え

水道メーターの検定有効期限は**8年**です。

ご家庭で使用している水道メーターなど取引や証明で使われる計量器は、「計量法」により、検定有効期限内であることが定められています。

メーターのフタの裏側に貼ってあるシール、またはメーターに付いている証印玉で、お使いのメーターの検定有効期限を確認できます。

### 1 メーターにフタがある場合

●基準適合証印や検定有効期限シールで確認



検定有効期限が  
2027年1月末日である  
ことを表します。

### 2 メーターにフタがない場合

●証印玉で確認



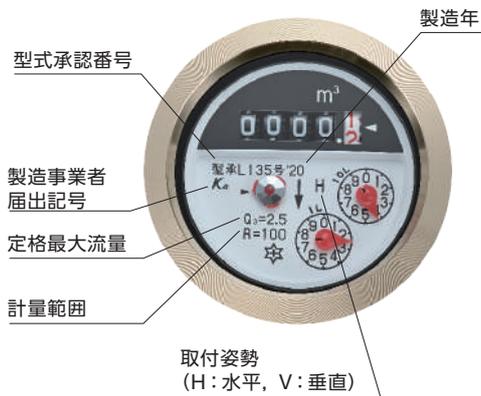
表面：基準適合証印  
裏面：検定有効期限

検定有効期限が  
2029年6月末日である  
ことを表します。



アズビル金門製のメーターは、検定有効期限やメーターの型式などをわかりやすく記載しています

#### 表示部



#### フタ裏部



基準適合証印・  
検定有効期限シール

社名・型式表記シール (標準仕様のみ貼付)

アズビル金門  
型式 NKDA13J  
0800-222-3322 (通話無料)

Jの場合：  
上水ネジ  
Kの場合：  
金門ネジ

製品サポートセンター  
0800-222-3322 (通話無料)  
携帯電話からもご利用いただけます  
受付時間：10:00～12:00 13:00～17:00

ねじ山+製造番号  
Jの場合：上水ねじ  
Kの場合：金門ねじ

! 検定有効期限の  
表記の変遷



\*上段に記載されている年月日は、検定有効期限を示すものではありません。基準適合証印や検定有効期限表記の変更があった年月日を示しています。

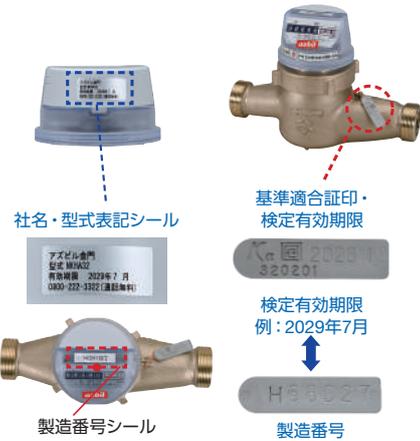
# 3

## 基準適合証印・検定有効期限 タグ・ラベルの場合

<対象となるメーター>

### ■ 温水メーター

(型式: NKHL・NKHA・GKHL・GKHA)



<対象となるメーター>

### ■ 積算熱量計 (型式: KSE)



(型式: SEJ)



ガスや電気のメーターも有効期限があります



# 4

## 電池駆動の水道メーターの場合

**このマークが出る前に交換を!!**

電池の電圧低下が起こった時にメーターに表示されます。  
検針時にこの表示があれば、次回の検針では計量できない可能性があります。

### 電池電磁™水道メーター表示部



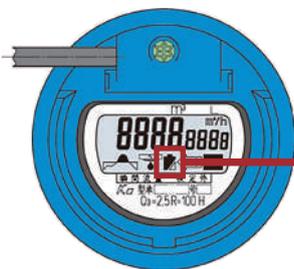
放置しておく・・・



### 検針時 電池消耗による表示消え



### 電子式水道メーター表示部



電池電圧低下

電池式隔測表示器も  
放っておくと電池が  
切れてしまいます。

※電池駆動の計量器は、防水構造 (IP68) のため電池交換ができない構造となっております。  
定期的な交換 (8年を推奨) でゆとりあるご使用をお勧めします。



アズビル金門株式会社  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-24-1 (西新宿三井ビル)  
URL: <https://ak.azbil.com/>



製品・サービスに関するお問い合わせ  
製品サポートセンター **0800-222-3322**  
受付時間: 10:00~12:00 13:00~17:00 (通話無料)  
(土曜、日曜、祝祭日、および年末年始、春季、夏季の弊社休業日を除く)

北海道支店 ☎011-783-0505	福島営業所 ☎024-545-3411	千葉営業所 ☎043-307-1477	中四国支店 ☎082-263-1971
釧路営業所 ☎0154-24-3111	北関東支店 ☎0277-46-2271	神奈川営業所 ☎046-233-1725	岡山営業所 ☎086-241-8511
東北支店 ☎022-227-1535	新潟営業所 ☎025-285-5131	静岡営業所 ☎054-254-2055	四国営業所 ☎087-861-2330
青森営業所 ☎017-742-4379	長野営業所 ☎026-295-2001	名古屋支店 ☎052-212-8083	九州支店 ☎092-633-2811
北東北営業所 ☎019-625-2094	さいたま支店 ☎03-5961-2861	北陸営業所 ☎076-232-5610	鹿児島営業所 ☎099-214-4610
秋田営業所 ☎018-896-5980	東京支店 ☎03-6258-5322	大阪支店 ☎06-4308-8508	沖縄営業所 ☎098-867-4855